

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

			資料番号		担当課	農産園芸課
法令名	食品表示法	根拠条項	6-5	不利益処 分の種類	食品関連事業者に対する指示 に係る措置命令 (品質事項に 関するもの)	
<p>○食品表示法 (抄) (平成 25 年 6 月 28 日号外法律第 70 号) (指示等)</p> <p>第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項 (以下「表示事項」という。) が表示されていない食品 (酒類を除く。以下この項において同じ。) の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項 (以下「遵守事項」という。) を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣 (内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣) は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(公表)</p> <p>第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。</p> <p>(権限の委任等)</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。</p> <p>5 第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法 (昭和二十二年法律第一百号) 第五条第一項の政令で定める市 (次条において「保健所を設置する市」という。) の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。</p> <p>○食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令 (抄) (平成 27 年 3 月 6 日政令第 68 号) (都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務)</p> <p>第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。(略)</p>						

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。） 当該都道府県の知事

ロ （略）

（都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務）

第六条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。（略）

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に関するものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ （略）

二 法第六条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第五項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ （略）